

高齢者の悪質商法被害防止には みんなでみまもる

～9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です～

東京都は、高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、関東甲信越ブロックで共同し、様々な事業を実施します。

みんなで 高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまもる

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン

無料で点検しますよ！
それ本当に無料なの??
うたがうさぎ

健康食品 今ならお試し 500円
その広告 ちょっと見せて??
みのがさざる

特別価格
それ本当に必要な買い物??
はなしあおうむ

土曜日も相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は 高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは 高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながります 消費者ホットライン 局番なし ☎188

東京都消費生活総合センター

ポスター等の掲出・配布

- ▶ 高齢者関連施設
- ▶ 医療機関・警察署
- ▶ 公衆浴場・ボウリング場 等

ステッカー配布

- ▶ 介護事業者 等

交通広告の実施

- ▶ 都営地下鉄・都営バス 等

高齢者被害特別相談

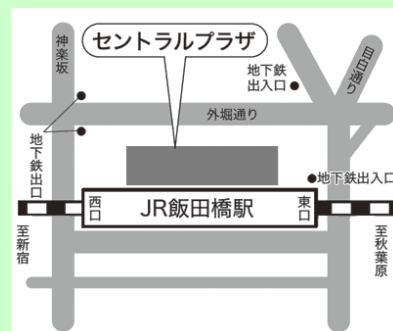
9月9日（月曜日）・10日（火曜日）・11日（水曜日）午前9時～午後5時

◆ 高齢者被害110番 03（3235）3366

◆ 高齢消費者見守りホットライン※ 03（3235）1334
※ご家族・ホームヘルパー等からの通報・問い合わせ用

● 来所の場合は東京都消費生活総合センター
（新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階）

※ 区市町及び消費者団体でも実施（詳細は別紙参照）



※ 関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市1団体）

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市、国民生活センター

詳しくはこちらをご覧ください。



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/kourei_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《 啓発事業 》 活動推進課 学習推進担当
03-3235-1157（直通）
《 特別相談 》 相談課 高齢者被害担当
03-3235-1219（直通）